

広島県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会  
教育長 平 川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令施行規程の一部を改正する訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令施行規程（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(出勤簿等の様式)</p> <p>第二条 勤務時間訓令に規定する次表上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書 類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 出勤簿（勤務時間訓令第五条）</td> <td>様式第一号</td> </tr> <tr> <td>二 休暇簿（勤務時間訓令第六条第四項）</td> <td>様式第二号</td> </tr> <tr> <td>三 休暇簿（第一号介護休暇用）（勤務時間訓令第七条第二項）</td> <td>様式第三号</td> </tr> <tr> <td>四 休暇簿（第二号介護休暇用）（勤務時間訓令第七条第二項）</td> <td>様式第三号の二</td> </tr> <tr> <td>五 休暇簿（介護時間用）（勤務時間訓令第七条の二第二項）</td> <td>様式第三号の三</td> </tr> <tr> <td>六 休暇簿（介護支援部分休暇用）（勤務時間訓令第七条の三第二項）</td> <td>様式第三号の四</td> </tr> <tr> <td>七 休暇簿（子育て支援部分休暇用）（勤務時間訓令第八条第一項）</td> <td>様式第四号</td> </tr> <tr> <td>八 職務専念義務免除承認簿（勤務時間訓令第九条第二項）</td> <td>様式第五号</td> </tr> </tbody> </table>	書 類	様式	一 出勤簿（勤務時間訓令第五条）	様式第一号	二 休暇簿（勤務時間訓令第六条第四項）	様式第二号	三 休暇簿（第一号介護休暇用）（勤務時間訓令第七条第二項）	様式第三号	四 休暇簿（第二号介護休暇用）（勤務時間訓令第七条第二項）	様式第三号の二	五 休暇簿（介護時間用）（勤務時間訓令第七条の二第二項）	様式第三号の三	六 休暇簿（介護支援部分休暇用）（勤務時間訓令第七条の三第二項）	様式第三号の四	七 休暇簿（子育て支援部分休暇用）（勤務時間訓令第八条第一項）	様式第四号	八 職務専念義務免除承認簿（勤務時間訓令第九条第二項）	様式第五号	<p>(出勤簿等の様式)</p> <p>第一条 勤務時間訓令第五条に規定する出勤簿、同訓令第六条第四項に規定する休暇簿、同訓令第七条第二項に規定する休暇簿、同訓令第七条の二第二項に規定する休暇簿、同訓令第八条第一項に規定する休暇簿及び同訓令第九条第二項に規定する職務専念義務免除承認簿の様式は、それぞれ別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第三号又は別記様式第三号の二、別記様式第三号の三、別記様式第四号及び別記様式第五号のとおりとする。</p>
書 類	様式																		
一 出勤簿（勤務時間訓令第五条）	様式第一号																		
二 休暇簿（勤務時間訓令第六条第四項）	様式第二号																		
三 休暇簿（第一号介護休暇用）（勤務時間訓令第七条第二項）	様式第三号																		
四 休暇簿（第二号介護休暇用）（勤務時間訓令第七条第二項）	様式第三号の二																		
五 休暇簿（介護時間用）（勤務時間訓令第七条の二第二項）	様式第三号の三																		
六 休暇簿（介護支援部分休暇用）（勤務時間訓令第七条の三第二項）	様式第三号の四																		
七 休暇簿（子育て支援部分休暇用）（勤務時間訓令第八条第一項）	様式第四号																		
八 職務専念義務免除承認簿（勤務時間訓令第九条第二項）	様式第五号																		

別記様式第一号を次のように改める。

その1

出 勤 簿

令和 年1~6月

日	1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月		氏 名
	押	印	記入事 項	押	印	記入事 項	押	印	記入事 項	押	印	記入事 項	
1													備 考
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	年次有給休暇	
	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	令和 年からの 繰越日数	日 時間 分
年給月計							令和 年分の日 数	日
年次有給								
病欠休暇								
特別休暇								
第1号介護休暇								
第2号介護休暇								
介護時間								
介護支援 部分休業								
子育て支援 部分休業								
職 専 免								
療養、休職、 停職、派遣、 休業、 部分休業等							計	日 時間 分
欠 勤								



別記様式第三号の三の次に次の一様式を加える。

様式第3号の4 (第2条関係)

(表面)

休 暇 簿  
(介護支援部分休暇用)

						取得	
請求の 期間等	期 間			月日数	職 名	氏 名	
	自	年	月 日	月 日		⑩	
要介護 者に関 する事 項	氏 名				要介護者の状態及 び具体的な介護の 内容		
	続 柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居					
	介護が必要となった時期						
	年 月 日						
勤 務 形 態	減じる時間	<input type="checkbox"/> 5日において1日につき3時間50分(週19時間10分減) <input type="checkbox"/> 5日において1日につき2時間50分(週14時間10分減) <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分(週15時間30分減) <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分及び 1日において1日につき3時間50分(週19時間20分減)					
	勤務を減じ る日及び 時 間 帯	月 ( : ~ : )	( : ~ : )				
	火 ( : ~ : )	( : ~ : )					
	水 ( : ~ : )	( : ~ : )					
	木 ( : ~ : )	( : ~ : )					
	金 ( : ~ : )	( : ~ : )					

						承認取消	
取消の 期間等	年 月 日			月日数	職 名	氏 名	
	自	年	月 日	月 日		⑩	
事由							

備考

- 1 地方機関及び学校以外の教育機関にあつては、決裁欄は適宜区分するものとする。
- 2 事由を確認することのできる証明書類(診断書など)を添付すること。



## 附 則

- 1 この教育委員会教育長訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令施行規程（以下「施行規程」という。）による様式により作成された用紙でこの教育委員会教育長訓令施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の施行規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。